

高知県開発許可制度の手引及び高知県開発許可技術基準の改定概要

「高知広域都市計画区域」では、無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に線引きを行っており、市街化調整区域では、都市計画法及び県都市計画法施行条例にて立地規制を行っています。

市街化調整区域では、人口減少や少子高齢化により活力が減退しており、国の運用指針では「周辺の市街化を促進させず、市街化区域で行うことが不適當であれば、地域の実情に沿った円滑な制度の運用を図ることが望ましい」との考えが示されており、高知県では4市町とともに市街化調整区域の立地規制の見直し、緩和を行っています。

市街化調整区域においては、「日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等を営む店舗等」を許可できることとしており、許可該当業種の判断に当たっては日本標準産業分類を使用していますが、この度、日本標準産業分類が改訂されたことから許可該当業種の見直しが必要となります。

また、宅地における盛土・切土を主な規制対象としていた「旧宅地造成等規制法」が、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正され、盛土規制法の改正と併せて都市計画法も改正されました。

盛土規制法の規制開始後（令和7年4月1日以降を予定）に都市計画法の開発許可を得た一定規模以上の造成工事は、盛土規制法の許可を得たものとみなされることとなるため、許可基準について見直しを行う必要があります。

これらの改正に対応するため、高知県開発許可制度の手引及び高知県開発許可技術基準を改定します。

具体的な改定の内容は、下記のとおりです。

記

- 1 日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗等（法第34条第1号、令第22条第6号）の立地基準の見直し
 - ・ 1号店舗について、日本標準産業分類の第14回改訂（令和6年4月1日）に合わせた表記の変更、許可対象業種の追加
- 2 防災・安全措置（法第33条第1項第7号、政令第28条）の技術基準の見直し
 - ・ 盛土規制法の技術的基準への適合を図る為、軟弱地盤対策やがけ面の保護についての技術的基準の見直し
- 3 記載内容の整理
 - ・ 法令の改正や開発許可制度運用指針の改正により必要となる記載内容の整理